

枕崎市教育大綱

(第3期)



令和8年3月

鹿児島県枕崎市

はじめに

本市においては、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正以降、市長が総合教育会議を設置するとともに、教育委員会と教育に関する大綱の策定や、重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行い、両者が本市における教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たってまいりました。

平成28年3月に「枕崎市教育大綱」を定め、令和3年3月に当該大綱の改訂を行い、引き続き小・中連携教育に取り組み、児童生徒の教育の重点として、教えること、育むことにメリハリをつけた「教育」、学校・家庭・地域社会の三者が緊密に連携した「協育」、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す「郷育」の三つの教育を推進してまいりました。

今後も、枕崎のよき伝統と教育風土を活かした地域に根ざした教育により、ふるさと枕崎を愛し、誇りにする子どもたちを育み、将来の枕崎を担う子どもたちを育成してまいります。

今回、総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行い、第2次枕崎市教育振興基本計画後期基本計画の骨子をもって、枕崎市教育大綱（第3期）とすることといたしました。

この大綱に基づき、「夢や希望を実現しともに未来を創る枕崎の人づくり」を推進するため、教育委員会と認識を共有し、学校、家庭、地域、行政さらには関係団体と連携・協働しながら、教育に関する取組を一層充実してまいります。

令和8年3月

枕崎市長 前田祝成

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされました。また、大綱の策定に当たっては、総合教育会議を設け協議することとされたところです。

枕崎市においては、平成27年9月に総合教育会議を設置し、これまで平成28年度から令和2年度までを対象期間とする「第1期枕崎市教育大綱」、令和3年度から令和7年度までを対象期間とする「第2期枕崎市教育大綱」を策定し、この大綱に基づき総合的な教育施策を進めてきました。

「第3期枕崎市教育大綱」につきましても、第2期の期間が終了することから、第2期教育大綱の基本的な考え方を踏襲するとともに、国及び県の第4期教育振興基本計画を参酌し、「第7次枕崎市総合振興計画」との整合を図りながら、これからの時代にふさわしい新たな教育施策の展開を図るための総合的な指針として策定します。

2 大綱の位置づけ及び期間

令和8年3月に策定された第7次枕崎市総合振興計画や第3期枕崎市地方創生総合戦略などを踏まえて、枕崎市の教育に関する総合的な施策の大綱として策定しました。また、この大綱を具現化する計画として、第2次枕崎市教育振興基本計画後期基本計画を位置付けています。

なお、第3期枕崎市教育大綱の期間は、第7次枕崎市総合振興計画（前期計画）との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国			第2期教育振興基本計画					第3期教育振興基本計画					第4期教育振興基本計画							
県			教育振興基本計画（第2期）					教育振興基本計画（第3期）					教育振興基本計画（第4期）							
市	第5次総合振興計画（後期）				第6次総合振興計画（前期）				第6次総合振興計画（後期）				第7次総合振興計画（前期）							
	第1次教育振興基本計画（前期）				第1次教育振興基本計画（後期）				第2次教育振興基本計画（前期）				第2次教育振興基本計画（後期）							
					枕崎市教育大綱（第1期）				枕崎市教育大綱（第2期）				枕崎市教育大綱（第3期）							

3 基本目標

「夢や希望を実現し ともに未来を創る枕崎の人づくり」
～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～

4 基本方針

1 「教育」の推進

学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮して、教えること、育むことにメリハリをつけた「教育」の充実を図る。

2 「協育」の推進

学校、家庭、地域社会がそれぞれの特長を生かした教育を推進するとともに、三者が緊密に連携した「協育」の充実を図る。

3 「郷育」の推進

枕崎のよき伝統と教育風土を活用して、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す「郷育」を推進する。

子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、教科指導等におけるICTの効果的な活用による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の推進や、児童生徒一人一人が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し実行する力を身に付けられるように努めるなど、複雑化・多様化する教育課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮して、教えること、育むことにメリハリをつけた「教育」の充実を図る取組が、今後ますます重要になると考えます。

本市の子供たちが、次代の担い手となるために、必要な資質・能力を確実に備えることができるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの特長を生かした「協育」を推進するとともに、三者が緊密に連携することで、知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって自己実現をめざす子供の育成に努めます。

さらに、枕崎のよき伝統と教育風土を活用して、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す「郷育」を推進し、ふるさと枕崎を愛し、誇りにする子供の育成に努めます。

今後5年間に取り組む教育施策の方向性

① 人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進

幼児教育と小学校の切れ目ない接続を推進するとともに、義務教育においては、学力や体力の向上、いじめ問題・不登校への対応、特別支援教育の充実など、健康で安全な学校生活の推進を図るため、確かな学力と豊かな人間性の育成を基本に、本市の特色を生かした小・中連携教育を更に推進します。

【基本施策】

- ・人間形成の基礎づくりを担う幼児教育の充実
- ・基礎を重視し、個性を育む義務教育の推進
- ・各高等学校の特長を生かした高等学校教育の推進

② 豊かな人間性を育む生涯学習の推進

魅力的な学習機会の提供をはじめ、生涯学習施設の整備、社会教育関係団体との連携強化と活動の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携した地域学校協働活動を推進するとともに、体験活動の充実に取り組み、心豊かでたくましい青少年の健全育成に努めます。

【基本施策】

- ・生涯学習・社会教育諸条件の整備・充実
- ・心豊かでたくましい青少年の育成

③ 豊かなスポーツライフの実現

市民が子供期から高齢期まで、それぞれの関心や体力に応じてスポーツやレクリエーションに親しみ、健康と生きがいを実感できるよう、環境づくりに取り組みます。

また、合宿や大会の誘致、市民参加型のスポーツイベントの充実を通じて、本市の魅力発信と交流人口の拡大を図り、スポーツを核としたまちづくりを推進します。

【基本施策】

- ・幅広く市民が参加しやすい仕組みの確立
- ・地域で身近に参加できるスポーツ環境の整備
- ・スポーツに関する魅力的なコンテンツの創造と情報発信

④ 伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興

伝統文化の適切な継承・保存と学校教育や生涯学習等への効果的な活用を図ります。

また、文化協会等の主体的な活動を支えるとともに、子供から高齢者まで多くの市民が多様な芸術文化に触れ、学び、表現できる機会を拡充します。世代や地域を越えたつながりを育み、誰もが文化を通じて「夢」や「生きがい」を実感できる環境づくりを進めます。更に、南溟館については、アートミュージアム拠点として機能強化を図ります。

【基本施策】

- ・伝統文化の保存・継承と効果的な活用
- ・南溟館を中心とする芸術文化活動の推進

⑤ 多様な国際交流の推進

市民の国際理解を深めるため、青少年国際交流事業の支援と国際社会を身近に体験、理解できる環境づくりを進めます。

【基本施策】

- ・市民レベルでの国際交流の促進

大綱に係る基本施策について

第2次枕崎市教育振興基本計画後期基本計画（令和8年3月策定）において、その基本目標を達成するため、国及び県の第4期教育振興基本計画を参酌し、第7次枕崎市総合振興計画と整合を図り、教育委員会各課が連携・協力して効果的に進めていく内容を「基本施策」として定めています。本大綱においては、本市教育の基本方針に沿って、これら基本施策の推進に努めるとともに、必要に応じて総合教育会議等における協議、検討を経て、社会情勢の変化なども踏まえながら取り組んでいきます。

枕崎市 市民憲章

黒潮と太陽と緑の自然にはぐくまれたわたしたちのまち枕崎を、
さらに豊かで明るく美しくするためにみんなで力をあわせます。

- 一．わたしたちは、心もからだも健康な市民になります。
- 一．わたしたちは、お互いにきまりを守る市民になります。
- 一．わたしたちは、こぞって勤勉な市民になります。
- 一．わたしたちは、だれにでも親切な市民になります。
- 一．わたしたちは、すすんで教養を高める市民になります。

(昭和五四年九月一日制定)